



【近況報告】12年後の合格報告



先月、仕事の関係で大阪市内に行ったときに手土産を購入する目的で天神橋に立ち寄りしました。しかし、なかなか適当な手土産がなく、歩き回っているうちに大阪天満宮に到着いたしました。

私がフリーターであった当時、社会保険労務士の模擬試験終了後に共に試験合格を目指していた仲間と大阪天満宮（言わずと知れた受験の神様）にお参りに行こうという話となり、数人で参拝することになりました。

その時に模擬試験の内容の話をして歩いていたのですが、問題の中に間違えた問題があり、本試験ではその間違った問題の類似問題が出たために1点分が救われ、その結果私が合格し、現在があるわけです。（...そう、つまり最低合格点で合格しました。）

遅きに失しましたが、実に12年ぶりの参拝で試験合格を報告すると共に、併せて今後のお客様の事業と当事務所の発展、雇用社会が少しでも良くなるようにお祈りをしてまいりました。

【現代労務】ゲリラ豪雨と労働基準法第26条

先月25日、ゲリラ豪雨により梅田が冠水しました。当日は日曜日でしたが、水害が発生するなどした場合には社員が出勤できなくなるというケースも発生することがございます。

そこで問題になるのは労働基準法第26条による「休業手当」の問題です。労働基準法第26条には「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は休業期間中当該労働者にその平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。」となっております。

ここで問題となるのは、「使用者の責に帰すべき事由」についてです。事業不振による休業や設備などの欠陥によるものは「使用者の責に帰すべき事由」であり、休業手当支払いの対象となります。一方、水害などの事業主の努力では不可避なものはこれに該当せず、休業手当の支払い対象外となります。この場合、一部の社員が出勤できるが一部の社員が出勤できない場合などはどのようなことになるかという問題も出てきます。過去に似たようなケースがあり、労働基準監督署に相談いたしました。あくまで事業所が休業するかが判断基準になるとのことでした。休業手当支払いの要否はケースバイケースとのことでしたが、いざという時に備え、考えたいことです。

名言名句の杜

【今回の名言名句】

こうりゅう
亢竜悔いあり

(易経)

「易経」とは、古代中国で書かれた占いの本のことで、いわゆる筮竹占いに使用される占いの結果についての解釈が書かれたものです。この言葉の意味は一番上まで登り切ってしまう後は落ちるだけしかないことを悔むようになるということの意味し、永遠の発展、存続は存在しないことを指す言葉でもあります。

だからこそ、業績が伸びて好調な時こそ、謙虚になり、外部環境を良く見渡して将来の変化に備えなければなりません。今の日本や有名企業を見るとそのことを痛感せざるを得ません。

【編集後記】

ゲリラ豪雨があった先月25日、私は社会保険労務士試験の試験監督官として立会いをしておりました。受験生を見ていると過去の自分の姿にどうしてもダブってしまいます。

受験生の希望になれるよう、努力が必要と感じる今日この頃です。

【作成・発行】

オーダメイド労務管理事務所

〒584-0007

大阪府富田林市南旭ヶ丘町12-35

特定社会保険労務士 高木 修一

TEL: 0721-21-3115

FAX: 0721-21-3116